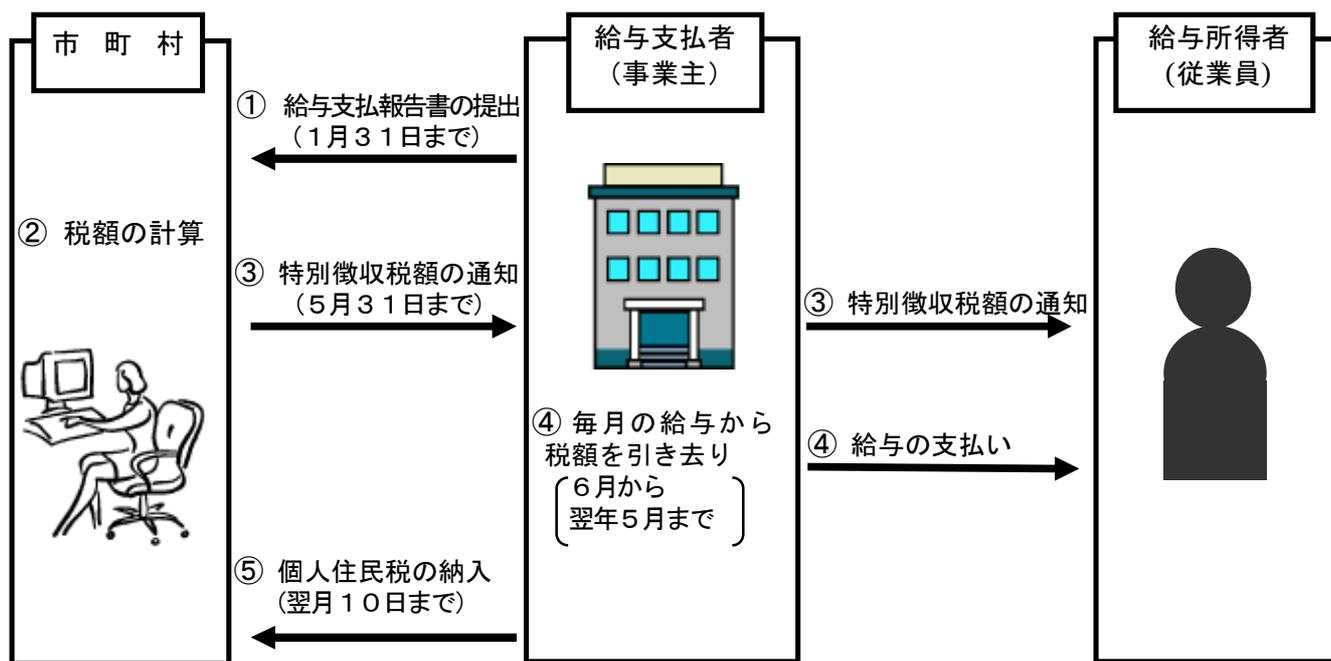


個人住民税は特別徴収で納めましょう!!

個人住民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者（事業主）が、給与所得者（従業員）に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入していただく制度です。

地方税法第321条の4の規定により、法人・個人を問わず、事業主は、従業員の個人住民税を特別徴収していなければならないこととなっています。

特別徴収の方法による納税のしくみ



①：事業主の皆さんから、各従業員のお住まいの市町村へ給与支払報告書を提出していただきます。退職者や不定期雇用者がいる場合は、仕切り紙を使用して、特別徴収者と普通徴収者を分けてください。

②～③：この報告書に基づき、市町村では、従業員ごとの個人住民税の税額を計算し、特別徴収していただく税額を事業主の皆さんにお知らせします。

④～⑤：毎月の給与の支払いの際、この税額を引き去りしていただき、翌月10日※までに金融機関を通じて、市町村に納入していただきます。

※ 従業員が常時10人未満の場合、申請により年2回の納期にすることもできます。

～ 個人住民税をはじめとする市町村税や県税は、皆さまの安全で快適な暮らしのために使われています ～

個人住民税 特別徴収 Q & A

特別徴収をすることで、どういうメリットがあるのですか？

従業員の皆さんは、納期ごとに金融機関へわざわざ出向いて納付する手間を省くことができ、納め忘れの心配も必要ありません。さらに、普通徴収の納期が原則として年4回（※一部の市町村では異なる場合があります。）であるのに対し、特別徴収の場合は年12回なので、1回あたりの従業員の負担が少なくなります。

今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ、いまさら特別徴収をしないとイケないのですか？

地方税法では、所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、地方税法第321条の4の規定により、事業所の規模にかかわらず、事業主の皆さんの社会的義務として、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされており、する・しないを選択できるものではありません。ご理解のほどよろしく申し上げます。

特別徴収を始める場合、事務が複雑になったり、大変になったりしませんか？

事業主の皆さんに行ってもらえる主な事務は、①毎月の給与から、各市町村が通知した税額を引き去り、②引き去りした税額を翌月の10日まで各市町村に納入、③従業員の就職・退職があれば市町村に連絡、というものです。所得税のように、税額の計算や年末調整などを行う必要はありませんので、難しいものではありません。

特別徴収をしなかったときは、罰則があるのですか？

事業主が、通知された特別徴収税額を納税しない場合は、地方税法の規定により、10年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金が科せられます。

新たに特別徴収により納税するためには、どのような手続きをすればいいのですか？

毎年1月31日までに提出していただく給与支払報告書（総括表）の余白に、朱書きで「特別徴収切替」と記載のうえ、各市町村に提出してください。

雇用形態にかかわらず、すべての従業員から特別徴収する必要がありますが、退職や、不定期雇用であるなど、特別の事情がある従業員分については、給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に「普通徴収」と記載していただき、特別徴収分と仕切紙等で分けて提出して下さるようお願いいたします。また、その際は退職年月日（退職者）、又は乙欄（不定期雇用者）への記載も忘れずにしていただきますよう併せてお願いいたします。

問合せ先

〒999-7781 山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1

庄内町役場 税務町民課住民税係 電話 0234-42-0143、0144